

第 15.2.25 号

財團法人協調會大阪支所

單價低キニ失スルコト明カナル時ハ次ノ如ク  
 一 單價ノ協定シ爲スコト  
 二 従来無業者ハ比較的濃給者即チ平均給科以下ノ  
 者ニ多ク現況ナルガ故ニ将来ハ事情ノ許ニ限リ無  
 作業ヲ出サザル様考慮スルコト  
 三 従来ノ常備者(検査其他ノ如ク定例ノ常備者)除ク  
 並工具又ハ機具ノ修繕ニ從事スルモノニ對シニ  
 出来得ル丈ヲ讀取トスルコト  
 四 休業中ノ日給ハ支給ハガナルモ見舞金若クハ慰料ノ  
 名目ニ依リ日給ノ七割五分ヲ支給シ(但シ休業日産(罷業)職  
 エガ解決後眞面目ニ就業スルコトヲ誓約シタル時  
 ハ解雇者ヲ出サザルコト  
 右及申(通)報候也

1464 號

大正十五年二月廿二日

大阪支所長代理

龜井 信 幸

總務部長 添田 敬 一郎 殿

奥村電機商會ノ爭議之件

- ◎所在地 京都府紀伊郡吉祥院村
- ◎資本金 壹千萬圓
- ◎製造 發動機、電動機、水車ポンプ、巻捲機等
- ◎社長 奥村 猛
- ◎職工數 約八〇〇名
- ◎賃 最高四圓、最低壹圓五拾錢、平均貳圓參拾錢  
月收平均 八拾圓